

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金処遇改善(変更)申請書(計画書)

令和6年2月からの宮崎県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱に基づく令和6年2月からの宮崎県介護職員処遇改善支援補助金については、補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号)第3条の規定により、関係書類を添えて申請する。

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンナンゴウカイ			
法人名	社会福祉法人南郷会			
法人所在地	〒 883-0306 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷神門960番地			
フリガナ	リジチョウ	フリガナ	アンドウ カズエイ	
代表者職名	理事長	代表者名	安藤 和衛	
フリガナ	アンドウ タケハル			
書類作成担当者	安藤 武晴			
連絡先	電話番号	0982-59-1098	E-mail	kudaraan@mb.wainet.ne.jp

2 賃金改善計画について

①介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年2~5月分)	330,392	円	
②賃金改善の見込額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)	423,546	円	← <input type="checkbox"/>
③基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)			
i) 介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年4・5月分)	165,196	円	(94.43) % ← <input type="checkbox"/>
ii) 賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)	180,413	円	
iii) うち、基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分) (右側の額は i 欄の額の2/3以上となること)	156,000	円	
介護職員の賃金改善の見込額(参考)	145,569	円	
うち、基本給等による改善の見込額	126,000	円	(86.56) %
(一月あたり)	63,000	円	
その他の職員の賃金改善の見込額(参考)	34,844	円	
うち、基本給等による改善の見込額	30,000	円	(86.10) %
(一月あたり)	15,000	円	

【記入上の注意】

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・ 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。
I 補助金による賃金改善の見込額が補助金による収入額(補助金の見込額)以上となること
II 令和6年4・5月分の補助金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる計画になっていること
- ・ ②「賃金改善の見込額」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

2の賃金改善を行うに当たり、処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

✓	処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	← <input type="checkbox"/>
---	-------------------------------------	----------------------------

【記入上の注意】

- ・ 「処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金を除いた賃金総額」と②「令和5年2月から5月の賃金総額」を比較し、①が②以上であることをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別記様式第3-1号3を参照すること。
- ・ サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金下がった場合には、その事情を国実施要綱別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることによって算定要件を満たすこととする。
- ・ ただし、事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととする。

4 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等 (必ず選択)	<input checked="" type="checkbox"/>	基本給	決まって毎月支払われる 手当(新設)	決まって毎月支払われる手当 (既存の手当の増額)
	上記以外 (必ず選択)		手当(新設)	手当(既存の 増額) <input checked="" type="checkbox"/>	賞与 該当なし(全て基本給等) その他 ()
②具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)				
	就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()				
(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。					
○2月、3月分は、令和6年3月15日に、年度末手当として一部職員を除き、一律10,000円を支給した。 ○4月、5月分は、給与規程の給料表(基本給)3-3を策定し、1級~3級の正規職員に対し、3,000円/月のベースアップを行う。嘱託・臨時職員についても、嘱託・臨時取扱規程において、職種に応じて、3,000円~5,000円/月のベースアップを行う旨、変更を行っている。 ○上記賃金改善に係る社会保険料(健康保険・厚生年金・児童手当拠出金)及び労働保険料(雇用保険・労災保険)の事業主負担に充てる。					
③ベースアップの実施予定	<input checked="" type="checkbox"/>	実施する	実施しない場合、 やむを得ない事情		

5 要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 令和6年2月分から賃金改善を実施しています。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 令和6年2月分から5月分のベースアップ等加算を算定する又は4月分以降算定を行う予定で す。	都道府県・市町村への体制届出
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、賃金規程
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。	勤務体制表
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働 に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保 険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 職員への賃金改善を行う時期については、従来の処遇改善加算の支払時期と揃えることが望 ましいことについて、確認しました。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

<input checked="" type="checkbox"/>	令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の支払に係る宮崎県国民健康保険団体連合会 (以下「国保連」という。)から県への支払口座情報の提供に同意します。(別記様式第1-2③に 「○」を付けた場合、この欄への「✓」は不要です。)
<input checked="" type="checkbox"/>	申請書(計画書)の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管してい ることを誓約します。
<input checked="" type="checkbox"/>	国保連に対し、令和6年2月分から5月分までに係る介護報酬の請求をしたことをもって、以下のと おり本補助金の請求を行ったこととします。 ○請求額:別表「5 補助額」に定める金額 ○振込先の口座:別記様式第1-2号において振込先意思表示を行った口座(国保連に介護給 付費等の振込先として登録している口座又は県に届け出られた口座)

令和6年4月2日

法人名 社会福祉法人南郷会
代表者 職名 理事長 氏名 安藤 和衛

【記入上の注意】

- 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

(確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

基本情報入力シートについて	
提出先の都道府県に所在する事業所・施設についてのみ記載している	<input type="radio"/>
2 賃金改善計画について	
② 賃金改善の見込額が介護職員処遇改善支援補助金の見込額以上となっている	<input type="radio"/>
③ 基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)が補助金の見込額(令和6年4・5月分)の2/3以上となっている	<input type="radio"/>
3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて	
処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約を行っている	<input type="radio"/>
4 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法	
「賃金改善を行う賃金項目及び方法」について、チェック(✓)が入っていない項目か、空欄の項目がない	<input type="radio"/>
5 要件を満たすことの確認等	
要件を満たすことの確認について、チェック(✓)が入っていない項目がない	<input type="radio"/>
誓約について、空欄の項目がない	<input type="radio"/>
別記様式第1-2号	
債権譲渡の事業所の国保連口座が「振込先口座」になっていない	<input type="radio"/>
国保連口座か、債権譲渡事業所用の振込口座として別途登録した口座のうち、「振込先口座」が1つだけ選択されている	<input type="radio"/>
①の債権譲渡の事業所がないのに、③の債権譲渡の届出口座が「○」になっていない	<input type="radio"/>

法人名 社会福祉法人南郷会

介護職員処遇改善支援補助金額(見込額)の合計[円](e)	330,392
うち、令和6年4・5月分の補助金額(見込額)の合計[円](f)	165,196

【記入上の注意】
 ・処遇改善支援補助金計画書は、提出先の都道府県内に所在する事業所・施設であれば法人一括での作成が可能であり、全体で補助金額以上となる賃金改善等の要件を満たしていればよいこと。
 ・事業所の数が多く1街に記載しきれない場合は、選挙区・行政追加すること。
 ・介護報酬(ケアプラン)等のサービスを利用し、介護給付標準の総額超過を行っている事業所がある場合、①の列で該当するものに「○」を付けること。
 ・補助金の支払は、原則として、国保連合会に登録している介護給付標準等の認定充口座のうちのいずれかに、都道府県ごと、法人ごとに振り込まれる。
 ・その他、①の償還請求以外の事業所の「国保連合会」への振込先口座への振込を希望する場合、②の列で「○」を付けること。
 ・別途、「認定先口座(償還請求分)」で法人・事業所の認定先口座情報等を都道府県に届け出た上で、③に「○」を付けること。

通し番号	介護保険事業所番号	指定事業者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	ベースアップ等加算の算定有無(令和6年4月からの算定見込みを含む)	一月あたり介護報酬総単位数【単位】(a)	1単位あたりの単価【円】(b)	交付率(%)	交付対象期間(d)	介護職員処遇改善支援補助金の見込額(e) (a×b×c×d) 【円】	①償還請求の希望(該当するもの全てに「○」)	②のいずれか又は③に○ (全体で1つのみに○)	
			都道府県	市区町村										②国際連合に加盟している口座のうち、認定先の希望	③償還請求がある場合、別途振り出した口座
1	4572100446	宮崎県	宮崎県	美郷町	特別養護老人ホーム百済の園	介護老人福祉施設	○	790,547	10,000	0.9%	令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)	284,596	—	○	—
2	4572100446	宮崎県	宮崎県	美郷町	特別養護老人ホーム百済の園	(介護予防)短期入所生活介護	○	127,220	10,000	0.9%	令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)	45,796	—	—	—
3							—		10,000		令和6年 月～令和6年5月(6ヶ月)		—	—	—
4							—		10,000		令和6年 月～令和6年5月(6ヶ月)		—	—	—
5							—		10,000		令和6年 月～令和6年5月(6ヶ月)		—	—	—
6							—		10,000		令和6年 月～令和6年5月(6ヶ月)		—	—	—
7							—		10,000		令和6年 月～令和6年5月(6ヶ月)		—	—	—
8							—		10,000		令和6年 月～令和6年5月(6ヶ月)		—	—	—
9							—		10,000		令和6年 月～令和6年5月(6ヶ月)		—	—	—
10							—		10,000		令和6年 月～令和6年5月(6ヶ月)		—	—	—
11							—		10,000		令和6年 月～令和6年5月(6ヶ月)		—	—	—
12							—		10,000		令和6年 月～令和6年5月(6ヶ月)		—	—	—
13							—		10,000		令和6年 月～令和6年5月(6ヶ月)		—	—	—
14							—		10,000		令和6年 月～令和6年5月(6ヶ月)		—	—	—
15							—		10,000		令和6年 月～令和6年5月(6ヶ月)		—	—	—
16							—		10,000		令和6年 月～令和6年5月(6ヶ月)		—	—	—
17							—		10,000		令和6年 月～令和6年5月(6ヶ月)		—	—	—
18							—		10,000		令和6年 月～令和6年5月(6ヶ月)		—	—	—
19							—		10,000		令和6年 月～令和6年5月(6ヶ月)		—	—	—
20							—		10,000		令和6年 月～令和6年5月(6ヶ月)		—	—	—

(変更)収支予算(決算)書

1 収入

(単位:円)

区分	予定(決算)額	備考
県補助金	330,392	
合計	330,392	

2 支出

(単位:円)

区分	予定(決算)額	備考
賃金改善費	330,392	
合計	330,392	